

平成30年4月24日

照会者名 株式会社西原環境COO 奈良 靖 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成30年3月29日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

一般的に、建設業法（昭和24年法律第100号、以下「法」という。）の適用の有無については、発注者と受注者との間で締結された契約が、報酬を得て建設工事の完成を目的としているか否かによって判断することとなるが、照会のあった事実については、判断の基礎となる事実関係に関する情報が不足しているため、回答は困難である。

2 当該事実と照会法令との関係に関する見解及び根拠

建設工事の請負契約においては、建設工事の完成が契約の目的であり、当該工事により建設される目的物の完成に対して報酬が支払われることとなる。

発注者と受注者との間で締結された契約が、報酬を得て建設工事の完成を目的としており、建設工事の請負契約とみなされる場合には、法の適用対象となる。この場合、請け負った建設工事が法第2条第1項に規定する建設工事であり、かつ軽微な建設工事（建築一式工事にあっては1,500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の工事にあっては500万円未満の工事）に該当しないときは、建設業の許可を受けなければならない。

（法第3条第1項）

一方で、発注者と受注者との間で締結された契約が、例えば建設工事の発注業務の委託を目的としており、当該業務の対価として報酬が支払われる場合、当該受注者は法の適用対象とな

らない。

本事案については、発注者とSPCとの間で締結された契約の具体的内容が明らかではないため、当該SPCが法の適用対象となるか否かは判断できかねる。